

★ こんなときはどうしたらいいの?? ★

～ 水道編 ①～

こちらでは、厚真町で水道を使用するにあたってどのようにしたらよいかなどの疑問点について記載します。

厚真町の水道事業は使用者みなさんの水道料金によって成り立っています。みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

Q. 1 町外から引っ越してきました。水道を使用するにはどうしたらよいですか？

A. 水道を使用するには事前に手続きが必要です。

『**上下水道使用開始申請書**』を提出していただきますので、印鑑(認印で可)をご持参のうえ、厚真町建設課上下水道グループもしくは役場支所へお越してください。また、ホームページ(「様式集 水道・下水・浄化槽編」)から印刷して記入し、提出いただいても結構です。(郵送でも可)

Q. 2 町内で引っ越すことになりました。手続きはどうすればよいですか？

A. 今まで入居していた家屋の水道を中止する『**上下水道使用中止(廃止)届**』と、新たに入居する家屋の水道の使用を開始する『**上下水道使用開始申請書**』を提出していただきますので、印鑑(認印で可)をご持参のうえ、厚真町建設課上下水道グループまたは役場支所へお越してください。また、ホームページ(「様式集 水道・下水・浄化槽編」)から印刷して記入し、提出いただいても結構です。(郵送でも可)

Q. 3 町外へ引っ越すので厚真町の水道を中止したいのですがどうすればよいですか？

A. 『**上下水道使用中止(廃止)届**』を提出していただきますので、印鑑(認印で可)をご持参のうえ、厚真町建設課上下水道グループまたは役場支所へお越してください。また、ホームページ(「様式集 水道・下水・浄化槽編」)から印刷して記入し、提出いただいても結構です。(郵送でも可)

Q. 4 数か月ほど家を空けるのですが、水道はそのままでも良いのでしょうか？

A. 長期不在などで水道をしばらく使用しない場合は季節を問わず水抜きをしておきましょう。また使用していなくても基本料金が発生しますので『**上下水道使用中止(廃止)届**』を提出してください。

Q. 5 水道使用者の名義を変更したいのですが？

- A. 使用者がお亡くなりになられたり、なんらかの事情で名義を変更したい場合は『水道使用料名義等変更届』を提出していただくことになります。それにともない、支払い口座が変更になる場合はあわせて『口座振替依頼書』の手続きが必要ですので、引落口座の印鑑をご持参のうえ厚真町建設課上下水道グループ窓口か、役場支所窓口までお越しください。

Q. 6 水道料金はどのように決められていますか？

- A. 毎月1回月上旬に水道メーターの検針をして、使用水量を確認しています。その検針した使用水量をもとに、次の3つの料金の合計をお支払いいただくことになります。

(1) 水道料金 … ① 基本料金 + ② 超過料金 で算出します。

- ①基本料金 ~ 用途別に決められた基本水量によって設定している料金をいいます。
②超過料金 ~ 使用水量が基本水量を超えたときに発生する料金をいいます。

水道料金(税込)

用途区分	基本水量 (1か月につき)	基本料金 (1か月につき)	超過料金 1 m ³ あたり
家事用	8 m ³	1,728 円	216 円
団体用A	20 m ³	4,320 円	216 円
団体用B	20 m ³	4,968 円	248 円 40 銭
学校用	20 m ³	4,320 円	216 円
営業用	15 m ³	3,240 円	216 円
大口給水用	1,200 m ³	298,080 円	248 円 40 銭
船舶給水A	600 m ³	149,040 円	248 円 40 銭
船舶給水B	10 m ³	4,320 円	432 円
臨時用	10 m ³	4,320 円	432 円

(2) 下水道、浄化槽使用料 … ① 基本料金 + ② 超過料金 で算出します。

- ① 基本料金 ~ 基本汚水量によって設定されている料金をいいます。
② 超過料金 ~ 基本汚水量を超えたときに発生する料金をいいます。

	基本汚水量及び基本料金 (1か月につき)		超過料金 (1 m ³ ごとに)
	基本汚水量	基本料金	
一般用	8 m ³ まで	1,555 円 20 銭	194 円 40 銭

※ 下水道を接続していない場合または浄化槽を設置していない場合、料金は発生しません。

(3) **メーター使用料** … 使用しているメーターの口径によって決められています。

メーター使用料

	口 径	金 額(税込)
遠隔指示式メーター	φ 13	345 円 60 銭
	φ 20	410 円 40 銭
	φ 25	432 円
	φ 40	594 円
地下直読式メーター	φ 13	118 円 80 銭
	φ 20	194 円 40 銭
	φ 25	205 円 20 銭
	φ 40	324 円

★★★ 北海太郎さん宅の場合 ★★★

使用水量のお知らせ

お客様番号 010-01234-01 開栓 口径 13 ミリ

住所 字上厚真
 使用者名 北海 太郎 様
 平成 26 年 5 月分 の使用水量は下記のとおりです。
 (4 月 12 日 ~ 5 月 12 日迄)

検 針 員	検針員2	
今回指針 5 月 12 日	1228	m ³
前回指針 4 月 12 日	1197	m ³
旧メーター使用水量		m ³
今回 使用 水 量	31	m ³
(参考) 前月使用水量	36	m ³

今回検針分の料金 【実際の請求と異なる場合があります。下記の料金には消費税が含まれております。】

水 道 料 金	6,696	円
下水道、浄化槽使用料	6,026	円
メーター使用料	345	円
合 計 金 額	13,060	円

(1) 水道料金内訳

- ①基本料金…1,728 円
 - ②超過料金… $23 \text{ m}^3 \times 216 \text{ 円} = 4,968 \text{ 円}$
- ※超過水量 $23 \text{ m}^3 \cdots 31 \text{ m}^3 - 8 \text{ m}^3$
 (使用水量 - 基本水量)

(2) 下水道、浄化槽使用料内訳

- ①基本料金…1,555 円 20 銭
 - ②超過料金… $23 \text{ m}^3 \times 194 \text{ 円} 40 \text{ 銭} = 4,471 \text{ 円} 20 \text{ 銭}$
- ※超過水量は水道と同じです。
 円未満は切捨て、表示されます。

(3) 遠隔指示式メーター 13mm を使用

(4) 合計金額内訳

水道料金(水道料金+メーター使用料)
 $6,696 \text{ 円} + 345 \text{ 円} 60 \text{ 銭} = \underline{7,040 \text{ 円}}$

下水道使用料 **6,020 円**
 (各合計金額 10 円未満切捨て)

請求額計: $7,040 \text{ 円} + 6,020 \text{ 円} = \underline{13,060 \text{ 円}}$

Q. 7 水道料金の支払いを忘れていて納付期限が過ぎていました。どうしたらよいですか？

A. 納付期限が過ぎてしまってもお手持ちの納入通知書で支払うことができますので、金融機関またはコンビニエンスストアにて必ずお支払いください。なお、口座から自動的にお支払いができる口座振替にしますと支払い忘れる心配がありませんのでぜひご利用ください。

Q. 8 納入通知書を紛失してしまったのですがどうしたらよいですか？

A. 再発行しますので、厚真町建設課上下水道グループまでご連絡ください。また、再発行後に納入通知書が見つかりましたら重複して支払うことのないよう破棄してください。

Q. 9 督促状(催告書)が届いたのですがどうしたらよいですか？

A. (1)督促状の場合

① 納入通知書払いの方

納入期限までに完納しない方に対し、納入期限後30日以内に督促状を送付しますので、お手持ちの納入通知書で金融機関またはコンビニエンスストアにて納入期限までに必ずお支払いください。

なお納入通知書を紛失した場合は再発行しますので、厚真町建設課上下水道グループまでご連絡ください。

② 口座振替の方

残高不足等で口座から引き落としできなかった場合、納入期限後15日以内に再振替日を設定します。対象者には『再振替通知書』を発行し次回の振替日をお知らせしますので、引落口座には不足のないようお願いいたします。再振替をしても引き落としができなかった方には、再振替の結果を受理後5日以内に納入通知書を添えて督促状を送付しますので、納入期限までに金融機関はまたはコンビニエンスストアにて必ずお支払いください。

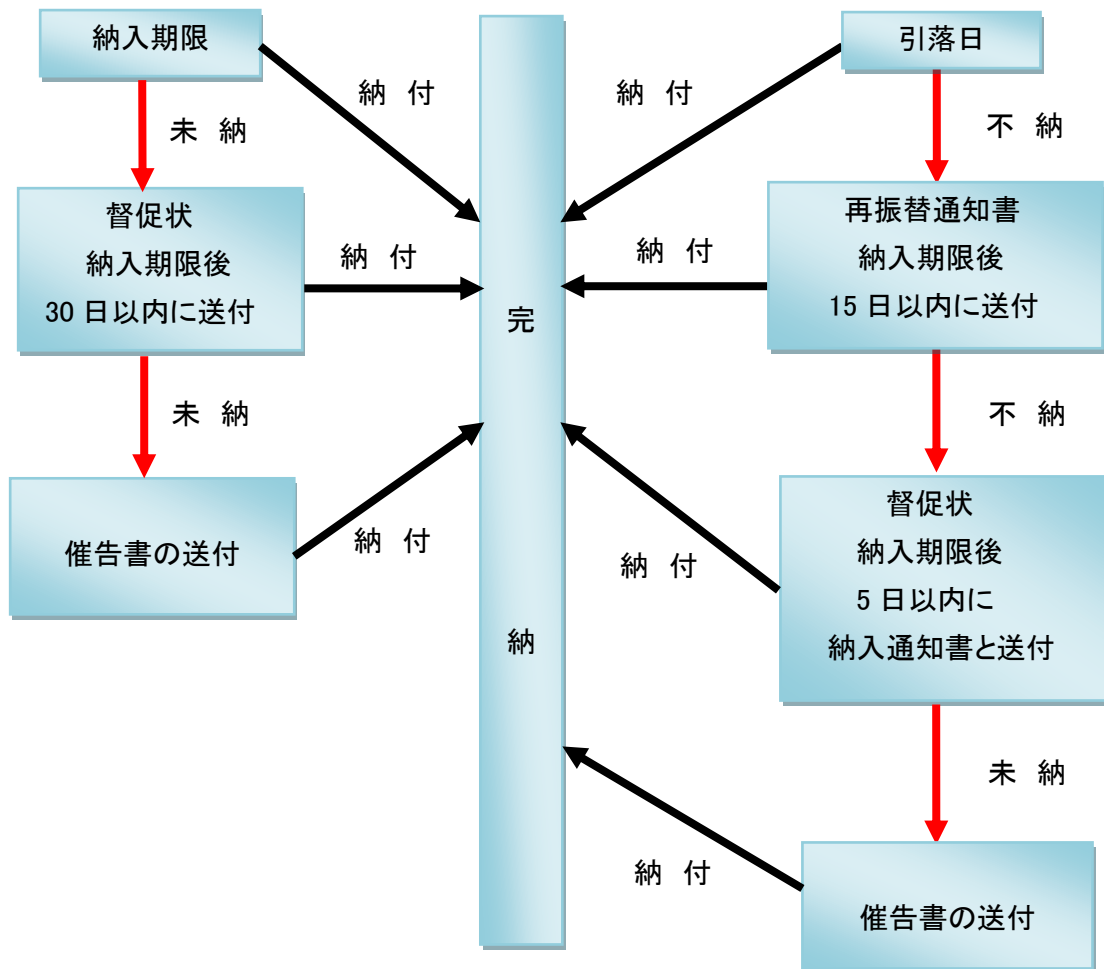
(2)催告書の場合(納入通知書、口座振替共通)

督促状の納入期限までに完納しない方に対し催告書を送付しますので、お手持ちの納入通知書で金融機関またはコンビニエンスストアにて必ずお支払いください。

納付が確認されない場合は、ご連絡のうえ給水停止させていただく場合もありますのでご注意ください。

◆ 督促状、催告書流れ ◆

① 納入通知書払いの場合



Q. 10 水道料金を支払ったはずなのに督促状が届きました。なぜですか？

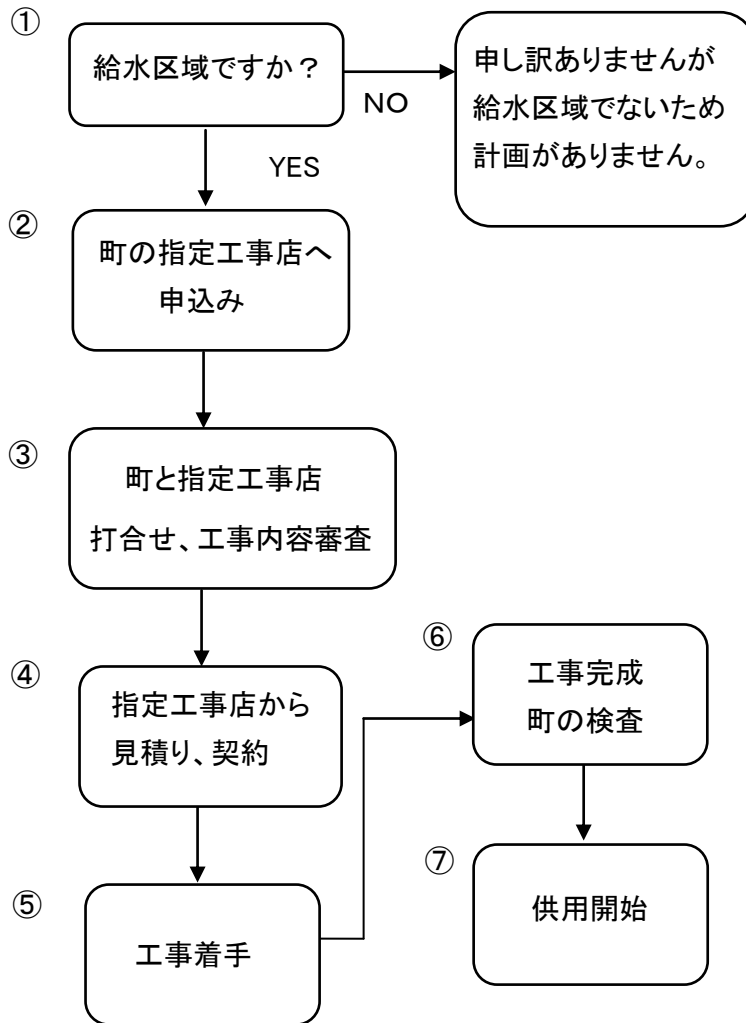
A. 納付書でお支払いの場合、金融機関から町への完納通知が、システムの都合上お支払いいただいた日から10～2週間程度かかります。督促状は納入期限後30日以内に送付しますから、納入期限を過ぎてお支払いするとこのようなことが生じることがありますので、必ず納入期限内のお支払いをお願いします。

Q. 11 現在井戸水で生活しているのですが、町の水道に切り替えたいのですがどうすればよいのでしょうか？

- A. ① 町へ給水区域なのかを確認します。(地区によっては一部給水区域ではないところがあります。)
② 町の給水指定工事店へお申込みください。

- ③ 町と給水指定工事店が打合せをして工事内容について審査をします。
(町の水道に接続するにあたって不適格な構造となっていないかなどを確認します。)
- ④ 工事店からお客さまに見積りが提出され、その内容で良ければ契約となります。
- ⑤ 指定工事店は給水工事に着手します。
- ⑥ 工事が完成したら町は以前の審査どおり工事がされているか进行检查します。
- ⑦ 供用開始となります。(検査と供用開始が前後する場合があります。)

供用開始までの流れ



Q. 12 『水量のお知らせ』を見たら今月の水量が先月に比べて多いようなんですが？

A. 水をたくさん使ったなど心当たりがない場合は、厚真町建設課上下水道グループまでご連絡ください。

Q. 13 違う人の『水量のお知らせ』が入っていたのですがどうすればよいでしょうか？

A. 担当者がお伺いしますので、お手数ですが厚真町建設課上下水道グループまでご連絡ください。

Q. 14 急に水が出なくなったのですがなぜでしょうか？

A. いくつかの原因が考えられます。

① 給水管が詰まっている ～ 給水管がサビ、氷で詰まったものと考えられます。

サビの場合 … 赤黒い水が出る現象が確認されます。

氷の場合 … 融けかけ、もしくは凍結しかけの氷のかたまりが詰まったものと考えられますので、凍結が解消されれば出るようになります。

② 給水管が漏水している ～ 水道本管からご自宅までのどこかの箇所で漏水があるため、水圧が低下したり水が出なくなったりします。水道メーターより本管側が自宅側かで対応が異なります。

メーターより本管側の漏水 … 町の設備なので町が修理します。

メーターより自宅側の漏水 … 水道使用者の設備なので使用者が修理します。

③ 水道本管の漏水 ～ 接続している水道本管が漏水していることが考えられます。町で修理しますのでご連絡ください。

Q. 15 水道が凍結したみたいなのですがどうすればよいですか？

A. 町が指定している給水指定工事店へ直接修理の依頼をしてください。

Q. 16 水を使っていないのにメーターが動いているようなのですがなぜですか？

A. メーターを過ぎた先(家の床下など)で漏水していることが考えられますので、厚真町建設課上下水道グループまでご連絡ください。